

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
東京都	マンション耐震改修設計	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火又は準耐火構造の分譲マンション ・地上3階建以上 ・昭56年5月31日以前に建築確認を受けたもの ・耐震改修助成、建替え及び除却助成は、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの ・耐震改修助成は、Is値が0.6以上となるよう計画されたもの、または平成33年3月31日までにIs値が0.6以上となる耐震改修実施計画の一部を実施するもの ・建替え及び除却助成は、耐震改修助成を受けたもの及び都が実施するほかの事業の助成を受けるものを除く。 ・東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の補助対象建築物は除く。 	対象建築物の耐震化について、都が定める交付対象事業を行う区市町村	【補助対象事業費】 2,000円/㎡以内	次のいずれか低い額以内 (1,000円未満は切り捨てとする) ①補助対象事業費×1/6 ②区市町村補助額×1/4 ③(区市町村補助額-国費)×1/2	補助率は区市町村の補助額等により別途要件あり	都市整備局 住宅政策推進部 マンション課 マンション耐震化担当	03-5320-4944	30-364
	マンション耐震改修工事			【補助対象事業費】 49,300円/㎡(特殊工法は82,300円(ただし、延べ面積1,000㎡未満は除く。)、延べ1,000㎡未満は、33,500円/㎡以内×23%) ※建替えを行う場合にあつては、耐震改修に要する費用相当分 ※除却は、耐震改修に要する費用相当分以内かつ除却に要する費用相当分以内とする ※東京都マンション改良工事助成制度の対象となるものを除く					
	マンション建替え工事								
	マンション除却工事								

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
千代田区	マンション耐震改修設計	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で、耐震診断の結果Is値が0.6未満相当であるもの。	管理組合等	分譲及び賃貸マンション: 耐震改修設計費用金額と区が算定する面積に応じた限度額(2,000円/㎡)を比較した一方の低い金額 (補助額500万円限度)	補助率2/3		環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係	03-5211-4310	-
	マンション耐震改修工事	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で、耐震診断の結果Is値が0.6未満相当であるもの。 ・耐震改修後にIs値が0.6相当以上になるもの。		分譲及び賃貸マンション: 耐震改修工事費と区が算定する面積に応じた限度額(49,300円/㎡)を比較した一方の低い金額 (補助額1億1,339万円限度)	補助率23%				
	マンション建替え工事	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で、耐震診断の結果Is値が0.6未満相当であるもの。		分譲及び賃貸マンション: ①、②、③のうち最も低い額 ①耐震改修工事費 ②建替え工事費 ③区が算定する面積に応じた限度額(49,300円/㎡) (補助額1億1,339万円限度)					
	マンション除却工事			分譲及び賃貸マンション: ①、②、③のうち最も低い額 ①耐震改修工事費 ②除却工事費 ③区が算定する面積に応じた限度額(49,300円/㎡) (補助額1億1,339万円限度)					
中央区	マンション耐震改修設計	昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合等	分譲マンション:200万円限度 賃貸マンション:100万円限度	補助率2/3		建築課 構造係	03-3546-5459	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション:3000万円限度 賃貸マンション:1500万円限度	補助率1/2				

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
港区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果倒壊の危険性があると判断されたもの ・耐震改修助成は、Is値が0.6以上となるよう計画されたもの	管理組合等	分譲及び賃貸マンション:200万円限度	補助率2/3		街づくり支援部 住宅課 住宅支援係	03-3578-2346	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション:7000万円限度 賃貸マンション:3000万円限度	補助率1/2				
	マンション建替え工事			分譲マンション:7000万円限度	補助率1/3				
新宿区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物	管理組合等	分譲及び賃貸マンション: 耐震改修設計費用金額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額(200万円限度)	補助率2/3		都市計画部 防災都市づくり課 耐震担当	03-5273-3829	-
	マンション耐震改修工事	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの		分譲及び賃貸マンション: 耐震改修工事費用金額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額(4,000万円限度)	補助率23%×2/3				

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
文京区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築された建築物(述べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。)で、耐震診断により耐震化基準を満たさないと判定されたもの ・建築物が道路に突出しているものでないこと、又は突出している部分を除却する設計若しくは工事であること。 ・建築基準法等の重大な違反がある場合は、是正をする設計若しくは工事を同時に行うものであること。	管理組合等	分譲マンション:250万円限度 賃貸マンション:40万円限度	補助率1/2		都市計画部 地域整備課 耐震・不燃化担当	03-5803-1846	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション:2,000万円限度 賃貸マンション:300万円限度					
台東区	マンション耐震補強設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物 ・住戸面積の合計が延べ面積の2分の1を超える。 ・現に是正の指導を受けていない。	・管理組合等 ・総会決議の承認が必要	分譲及び賃貸マンション ①、②のいずれか一方の低い額 ①補強設計費用金額 ②区が算定する面積に応じた限度額 (延べ面積1,000㎡以上かつ3階以上の場合は200万円限度)	補助率 1/2		台東区 都市づくり部 住宅課 マンション施策担当	03-5246-1468	4148 3959
	マンション耐震改修工事			分譲及び賃貸マンション ①、②のいずれか一方の低い額 ①耐震改修工事費用金額 ②区が算定する面積に応じた限度額 (延べ面積1,000㎡未満の場合は250万円、延べ面積1,000㎡以上かつ3階以上の場合は1,500万円限度)	補助率 1/2				
墨田区	マンション耐震改修設計	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合等	分譲マンション:200万円限度	補助率1/2		都市計画部 防災まちづくり課 不燃化・耐震化担当	03-5608-6269	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション: 耐震改修工事費用金額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額 (2,000万円限度) 【補助対象事業費】49,300円/㎡以内	補助率1/3				
江東区	マンション耐震改修設計	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合等	分譲及び賃貸マンション:150万円限度	補助率1/2		都市整備部 建築調整課 建築防災係	03-3647-9764	-
	マンション耐震改修工事			分譲及び賃貸マンション:2,000万円限度	補助率1/2				

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
品川区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの ・啓開道路に接するものまたは延べ面積1,000㎡以上	管理組合等	分譲マンション:200万円限度	補助率2/3		都市環境部 建築課 耐震化促進担当	03-5742-6634	-
	賃貸マンション:20万円限度			補助率1/2					
	分譲マンション:2,500万円限度			補助率1/3					
	賃貸マンション:150万円限度			補助率1/1					
目黒区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合等	分譲マンション (区分所有で、延べ面積1,000平米以上かつ地上3階建て以上の耐火・準耐火建築物) :200万円限度	補助率2/3		都市整備部 建築課 耐震化促進担当係	03-5744-1349	-
				賃貸マンション (耐震改修促進法で定める、多数が利用する建築物に該当するもの) :200万円限度	補助率1/2				
	マンション耐震改修工事	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもので、上記以外のマンション	管理組合等	60万円限度	補助率1/2				
				分譲マンション (区分所有で、延べ面積1,000平米以上かつ地上3階建て以上の耐火・準耐火建築物) :1,500万円限度	補助率2/3				
				賃貸マンション (耐震改修促進法で定める、多数が利用する建築物に該当するもの) :1,500万円限度	補助率1/3				
				300万円限度	補助率1/3				

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
大田区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合等	分譲マンション:300万円限度 賃貸マンション:100万円限度	補助率2/3	※ 分譲マンションは住戸数×100万円、賃貸マンションは住戸数×50万円を助成上限とする。	まちづくり推進部 防災まちづくり課 耐震改修担当	03-5744-1349	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション:3,000万円限度 賃貸マンション:500万円限度	補助率1/2				
世田谷区	マンション耐震改修設計	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合等	分譲及び賃貸マンション:150万円限度 (賃貸は3階以上かつ1,000㎡以上の建物のみ)	補助率2/3		防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当	03-5432-2468	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション:2,000万円限度	補助率23%				
				賃貸マンション:1,000万円限度 (賃貸は3階以上かつ1,000㎡以上の建物のみ)	補助率23%×2/3				
渋谷区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合	分譲マンション:300万円限度	補助率2/3		都市整備部 まちづくり課 防災まちづくり係	03-3463-2647	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション:2,000万円限度	補助率23%×2/3				
中野区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合等	分譲及び賃貸マンション: 耐震改修設計費用金額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額 (500万円限度)	補助率2/3	*区が指定する建築物(詳細については区へ問合せのこと)	都市基盤部 建築分野 耐震化促進担当	03-3228-5576	-
	マンション耐震改修工事			分譲及び賃貸マンション: 耐震改修工事費用金額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額	補助率23%				

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
杉並区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合等	分譲及び賃貸マンション:100万円限度	補助率1/2	補強設計費用の助成額含む	都市整備部 建築課 耐震改修担当	03-3312-2111	3328, 3329
	分譲マンション:2,500万円限度(補強設計費用の助成額含む)			補助率1/2					
	賃貸マンション:2,000万円限度(補強設計費用の助成額含む)			補助率1/3					
豊島区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合	分譲マンション(100万円限度)	補助率2/3		都市整備部 住宅課 マンショングループ	03-3981-1385	-
	分譲マンション: 耐震改修工事費用金額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額(1,000万円限度)			補助率23%					
北区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物	管理組合等	分譲マンション:100万円限度	補助率1/2	評定費用(30万円限度)を別枠で補助	まちづくり部 住宅課 住宅計画係	03-3908-9206	-
	マンション耐震改修工事	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの		分譲マンション:3,000万円限度(延べ面積による)					

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
荒川区	マンション耐震改修設計	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合等(分譲マンションにあっては、耐震補強設計を行うことについて区分所有者の1/2以上が同意していること)	分譲マンション:100万円限度	補助率2/3		防災都市づくり部 防災街づくり推進課 防災街づくり係	03-3802-3111	2826又は2827
	賃貸マンション:50万円限度			補助率1/2					
	マンション耐震改修工事		管理組合等(分譲マンションにあっては、耐震補強設計を行うことについて区分所有者の3/4以上が同意していること)	分譲マンション:1,000万円限度	補助率2/3				
				賃貸マンション:500万円限度	補助率1/2				
板橋区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの ・延べ面積1,000㎡以上、地上3階以上であること	管理組合等	分譲及び賃貸マンション:100万円限度 【補助対象事業費】 1,000㎡以内の部分:5,000円/㎡以内 1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分:3,500円/㎡以内 2,000㎡を超える部分:2,000円/㎡以内	補助率1/3		都市整備部 市街地整備課 防災まちづくりグループ	03-3579-2554	-
	マンション耐震改修工事			分譲及び賃貸マンション:2,000万円限度 【補助対象事業費】 49,300円/㎡以内	補助率23%×2/3				
練馬区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの ・違反が認められる場合は、改修工事と同時に是正を行うこと	管理組合等	分譲及び賃貸マンション:200万円限度	補助率2/3	賃貸マンションの助成については規模等の要件あり	都市整備部 建築課 耐震化促進係	03-5984-1938	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション:2,000万円限度	補助率1/3				
				賃貸マンション:1,000万円限度	補助率1/6				
	マンション除却工事		昭56年5月31日以前に建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもので、かつ密集住宅市街地整備促進事業区域内に存するもの	管理組合等	分譲マンション:2,000万円限度	補助率1/3	賃貸マンションの助成については規模等の要件あり	都市整備部 建築課 耐震化促進係	03-5984-1938
	賃貸マンション:1,000万円限度	補助率1/6							

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
足立区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合等	分譲及び賃貸マンション:300万円限度	補助率1/2		都市建設部 建築室 建築安全課 建築防災係	03-3880-5317	-
	分譲マンション:3,000万円限度			補助率1/2					
	賃貸マンション:3,000万円限度			補助率1/2					
	マンション耐震改修工事			分譲及び賃貸マンション:100万円限度	補助率1/2		都市建設部 建築室 建築安全課 建築防災係	03-3880-5317	-
葛飾区	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された3階以上の建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合	分譲マンション:150万円限度	補助率1/2		都市整備部 建築課 指導・耐震促進係	03-5654-8552	-
	分譲マンション:2,000万円限度								

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
江戸川区	マンション耐震改修設計	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合	分譲マンション: 耐震改修設計費用金額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額	補助率2/3	100万円/戸	都市開発部 建築指導課 構造係	03-5662-1106	-
	マンション耐震改修工事			耐震改修工事費用金額と区が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額	補助率1/2				
八王子市	マンション耐震改修設計	・昭和56年6月1日以後に建築の工事に着手していない建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合	分譲マンション: 耐震改修設計費用金額と市が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額	補助率2/3		まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7260	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション: 耐震改修工事費用金額と市が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額	補助率23%				
	マンション建替え工事	・昭和56年6月1日以後に建築の工事に着手していない建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合	分譲マンション: 建替えを行う場合は、耐震改修に要する費用相当分					
	マンション除却工事			分譲マンション: 耐震性の低い建物の除却を行う場合は、耐震改修に要する費用相当分以内かつ除却に要する費用以内とする。ただし、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたマンションに限る。					

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
武蔵野市	マンション耐震改修設計	・昭56年5月31日以前に着工した次に掲げる非木造建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの ①分譲マンション…3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の耐火または準耐火建築物 ②小規模共同住宅(分譲)…3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡未満の建築物 ③賃貸マンション…3階建て以上の建築物	所有者 管理組合等	分譲マンション:200万円限度 賃貸マンション・小規模共同住宅(分譲):100万円限度	補助率2/3		都市整備部 住宅対策課	0422-60-1905	-
	マンション耐震改修工事			①分譲マンション:「延べ面積(㎡)に49,300円/㎡を乗じた額」と「実際の費用」を比べて低い額の23%(上限:1億1,339万円) ②賃貸マンション・小規模共同住宅(分譲):「延べ面積(㎡)に33,500円/㎡を乗じた額」と「実際の費用」を比べて低い額の23%(上限:770万円)	23%				
	マンション建替え工事			①分譲マンション:「延べ面積(㎡)に49,300円/㎡を乗じた額」と「耐震改修相当額」を比べて低い額の23%(上限:1億1,339万円) ②賃貸マンション・小規模共同住宅(分譲):「延べ面積(㎡)に33,500円/㎡を乗じた額」と「耐震改修相当額」を比べて低い額の23%(上限:770万円)					
	マンション除却工事			①分譲マンション:「延べ面積(㎡)に24,000円/㎡を乗じた額」と「実際の費用」を比べて低い額の23%(上限:5,520万円) ②賃貸マンション・小規模共同住宅(分譲):「延べ面積(㎡)に15,000円/㎡を乗じた額」と「実際の費用」を比べて低い額の23%(上限:340万円)					
調布市	マンション耐震改修設計	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合等	分譲マンション:200万円限度 耐震改修設計費用金額と市が算定する面積に応じた限度額を比較した一方の低い金額	補助率23%		都市整備部 住宅課 住宅支援係	042-481-7545	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション:2,000万円限度 ①、②のいずれか低い額 ①耐震改修事業の実施に要する実支出額×23% ②住戸数に50万円を乗じた額					
町田市	マンション耐震改修設計	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築された建築物で耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの	管理組合	分譲マンション:500万円限度	補助率2/3		都市づくり部 住宅課	042-724-4269	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション:住戸数に50万円を乗じた額(2,000万円限度)					

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
日野市	マンション耐震改修設計	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前建築に着手していること ・建築基準法その他関係法令に適合した状態であること ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ・特定沿道建築物ではないこと ・地階を除く階数が3階以上のもの 	管理組合	分譲マンション ①、②いずれか低い額 ①実際にかかる費用 ②2,000円/㎡に延べ面積を乗じた額	補助率2/3		まちづくり部都市計画課 住宅政策係	042-514-8371	-
	マンション耐震改修工事			分譲マンション ①、②いずれか低い額 ①実際にかかる費用 ②49,300円/㎡に延べ面積を乗じた額。ただし次に該当する場合はそれぞれ定める額。 ・特殊工法は82,300円/㎡に延べ面積を乗じた額 ・延べ面積1,000㎡未満は33,500円/㎡に延べ面積を乗じた額	補助率23%				
	マンション建替え工事			分譲マンション ①、②いずれか低い額 ①実際にかかる費用 ②49,300円/㎡に延べ面積を乗じた額。ただし次に該当する場合はそれぞれ定める額。 ・延べ面積1,000㎡未満は33,500円/㎡に延べ面積を乗じた額 ・耐震改修に要する費用相当額	補助率23%				
	マンション除却工事			分譲マンション ①、②いずれか低い額 ①実際にかかる費用 ②49,300円/㎡に延べ面積を乗じた額。ただし次に該当する場合はそれぞれ定める額。 ・延べ面積1,000㎡未満は33,500円/㎡に延べ面積を乗じた額 ・耐震改修に要する費用相当額かつ除却に要する費用	補助率23%				
多摩市	マンション耐震改修設計	<ul style="list-style-type: none"> ・昭56年5月31日以前に建築された建築物 	管理組合等	分譲マンション:耐震改修設計費用の額と補助単価(1,030円/㎡)から算出した額のいずれか低い額に3分の2を乗じた額	補助率2/3		都市整備部 都市計画課 住宅担当	042-338-6817	2781
	マンション耐震改修工事			分譲マンション:耐震改修工事費用の額に2分の1を乗じた額(1戸につき50万円、1棟につき1,500万円限度)	補助率1/2				

マンション補強設計・耐震改修・建替え助成制度 (緊急輸送道路沿道のマンションを除く)

平成29年4月現在

* 緊急輸送道路について
http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/dl_012.pdf

※ 詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	種別	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
		対象となる建築物	対象者の要件	補助対象事業費又は補助限度額	補助率		担当課	TEL	内線
西東京市	マンション耐震改修設計	<ul style="list-style-type: none"> ・昭56年5月31日以前建築に着手していること ・建築基準法その他関係法令に適合した状態であること ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ・特定沿道建築物ではないこと ・地階を除く階数が3階以上のもの 	管理組合又はその代表者	【助成対象事業費】 2,000円/㎡ 【限度額】 200万円	補助率2/3	補強設計の内容について、市が定めた機関による評定を取得すること。	都市整備部住宅課住宅係	042-464-1311	2421
	【助成対象事業費】 1,000㎡以内の部分: 33,500円/㎡ 1,000㎡を超える部分: 49,300円/㎡ 【限度額】 1,500万円			補助率23%	「緊急耐震重点区域」の場合、30万円/戸の加算あり平成29～33年度の5年間のみ。(※平成32年度末までに工事に着手するものに限る。)				
	耐震改修に要する費用相当分								
	耐震改修に要する費用相当分以内かつ除却に要する費用相当分以内								